

## 第5回西脇市自治基本条例検討委員会会議概要

- 1 開催日 平成23年4月18日 19:00～21:00
- 2 開催場所 西脇市生涯学習まちづくりセンター2階 会議室2
- 3 出席者 検討委員会委員17名、事務局
- 4 欠席者 4名

### 5 概要

- (1) 開会
- (2) 黙祷
- (3) 市民憲章朗唱
- (4) あいさつ
- (5) 事務局職員自己紹介
- (6) 協議等

#### ○ 本日の会議の進め方について説明

- ・西脇市自治基本条例条例原案修正Ver.2について説明及び意見交換
- ・これまでの議論の振り返り（自治基本条例がなぜ必要なのか、なぜ今つくっているのか、どのような効果があるのか）について部会に分かれてワークショップ（以下「WS」）

#### ① 条例原案（修正Ver.2）について資料に基づき説明

委員 前回欠席しており、どのような議論があったのか分からないですが、「播州織物」という織物はありません。「播州織」ならあります。ですから、当然これは「播州織」でいかないといけない。「播州織」で5年前ほど前に地域ブランドも取っています。また、次の「釣り針」もただの釣り針ではなく、「播州釣り針」とすべきだと思います。

委員長 これはどういう議論でしたか。

事務局 前回の議論では、遡ってできたときから考えると、この「播州織物」という言い方が正しいのではないかというご意見があり、文章も歴史的な流れが書いてあり、地域ブランドとしての「播州織」ということになると歴史としてまだ浅いの「播州織物」という言葉の方がいいのではないかというご意見があり、このように修正しています。

委員 前回の播州織と播州織物のご指摘された委員からは、江戸時代から「播州織」という限定的な呼ばれ方をされていなかったということと、播州織とういう地域ブランドとされているとすると西脇やこの地域の織物と

いうものがブランドとして認められているものというふうに限定されるのではないかということで、播州織という地域ブランドを連想させる言葉よりは、もう少し大きな意味の「播州織物」という方がいいのではないかという議論だったと思います。

委員長 会議録では、『また、「播州織」という言葉も「播州織物」なら江戸時代から続いてきているのでいいがブランド名としての播州織ならせいぜい5年程度です。こだわるとそういうことを、言葉のニュアンスとして感じた。』と整理されています。つまり播州織というのは既にブランド名になっているから、そのブランド名を出すのではなく、播州の織物というふうに出したかったということです。

委員 先ほども言いましたが、地域ブランドといっても、ずっと前から使われている言葉です。ここ50年や100年どころではないと思います。

委員長 当時発言していただいた委員さんのご意見をもう一回聞いた方がいいのかな。この点お諮りしてもいいですよ。どうしましょう。これはどちらでないといけないという話ではないので。

委員 これは、私が出したのですが、勘違いがあるかもしれませんが、これがブランド名で認定されたのが5年ほど前ですね。その時の記憶が、そういうように感じたのです。だから、一番最初に京都から播州織物というのが入ってきてという流れがあるという思いでした。おっしゃるように確たる証拠はないのですが。

委員 釣り針も西脇市ではいわゆる鉄針と毛鉤があり、全体としては播州釣り針と言いますし、伝統的工芸品の指定を受けているわけですが、昔の通産省の。その場合は播州毛鉤で出ているわけですが、ここでは播州釣り針という表現でいいのではないかと思います。

委員長 どうしましょう。これはみなさん方で決めていただいた方がいいと思います。もう1点、「黒田庄和牛」はブランドとして確立されているのかどうか。

委員 「黒田庄和牛」は、なっています。

委員 それは、黒田庄のものを入れるためということもあり、ありがたいことですが、歴史としては30年ぐらいかな。私がこだわったのは、肥育農家が17戸ぐらいだけで、頭数は2,000頭ぐらいいるので、ブランドと

しては問題はないのですが。黒田庄を取り上げていただいているのはありがたいと思います。

委員長 よろしいですか。ここは決断しないと仕方ないと思うのです。「播州織」でいくか「播州織物」でいくか、これは挙手してもらいましょう。

播州織がいいという方。（挙手10名）

播州織物の方。（挙手3名）

次に、「釣り針」がいいか「播州釣り針」がいいか。

委員 毛鉤は入れなくてもいいのですか。「播州毛鉤」も。

委員 播州釣り針に毛鉤も含んでいます。その播州釣り針の中に毛鉤があって、毛鉤だけが伝統工芸品の指定を受けています。ですからそれも全部含んでのことになるので、播州釣り針でいいのではないかと思うのですが。

副委員長 対案を出されますか。「播州釣り針・毛鉤」とか。

委員 市の案内のパンフレットを見たら「播州釣り針・播州毛鉤」と両方載っているから、やはりどちらも独立してあるのかなと思ったのですが。

委員長 毛鉤は釣り針の一種です。では、お諮りします。「釣り針」がいいか「播州釣り針」がいいかで聞きます。

「釣り針」に賛成の方。（1名）

「播州釣り針」に賛成の方。（挙手12名）

そのように修正してください。他に全般を通じてご意見があればお出してください。これが終わった後、また3つの部会に分かれてワークショップをしますので、そのための時間ももちろん必要なのですが、これをご理解いただいた上での議論ですから。お一人ずつ意見を伺います。それでは順番にお願いします。

委員 私はこれでいいと思います。

委員 だんだんと分かりやすいものになってきたなと思っています。

委員 これでいいと思います。

副委員長 住民の方にこれを、みなさんが説明するというのも考えてくださいね。

委員 これでいいと思います。

委員 前回、体調不良で休んでいるのですが、ぱっとしか見ていなかったのですが、これで分かりやすくなったかなと思います。

委員 私も、「播州織物」という言葉だけが少し引っかかっていたのですが、これで大丈夫です。

- 委員 私も、これで結構です。
- 委員 私も、これでよろしいです。
- 委員 一通りはこれでいいと思いますが、この後分かれた3部会の中で少し問題だとかこの方がいいのではないかというような意見も出てくると思うので、今の時点では私はこれで是とします。
- 委員 私も、一市民として見た場合に、段々と分かりやすくなってきたと思いました。これでいいと思います。
- 委員 いいと思います。
- 委員 私もいいと思いますが、自分がどれだけこの内容を理解しているかということは自分の問題として、これでいいと思います。
- 委員 いいと思います。
- 委員 私も1度抜けてしまっってしまったら、何か少し遠いところに行ってしまったような気がしたのですが、いいと思います。また意見があれば途中で言うかもしれません。
- 委員長 ありがとうございます。
- それでは、ワークショップに入りたいと思いますが、会場が3つに分かれますので、その前に少しだけ議論をする手がかりになろうかと思うことをお話したいと思います。
- まず、この自治基本条例というのは、地方自治法に書かれている自治のシステムを使っているけれども、地方自治法に規定のないことが沢山入っています。これは、自治体独自の制度あるいは仕組みと考えていただいたらいいと思います。みなさんは、市民のみなさんにこれを代弁して説明するお立場にいずれお立ちになるわけで、その時にまず出てくる意見というのが、「これができて何の役に立つの。」「何が変わってくるの。」という話だと思います。これを今日、みなさんに議論してもらいたいと思うのですが、今申し上げたことを頭に入れておいていただきたいと思います。
- よくあるのが、「憲法の第8章に4か条、地方自治法5百数十か条あるではないか。地方自治法の施行規則を合わせて、全部で千数か条あって、きちんと仕組みができていないか。」とおっしゃいますけど、憲法は中学校で勉強するから知っているとしても、地方自治法を全部読んだ人は自治体の職員でもほとんど

いません。それが普通です。全部読んでいるのは法制の担当職員以外にありませんので、市民にそれが分かるはずがないでしょう。ですから、それを分かりやすくコンパクトにまとめていくというのが自治基本条例の一つの役割です。つまり、地方自治の仕組みを、全国共通の仕組みを最低限、分かりやすくコンパクトに説明しているということが一つです。

その上に、西脇市の独自の制度も入っています。独自の市民参画の制度も入っていますと。そういうことの説明をしていただきたいということです。

だから、全国共通の標準装備も分かりやすく説明しているけど、それプラス西脇市のみんなで決めた独自のルールも入っているということです。

それから、もう一つの論点は、市民と議会と行政です、分解すると首長および職員集団です。大きく分けると市民と議会と行政の三者の役割と責任をはっきりと明記するということです。

三つ目が、市民憲章は市民も役所も大事にする大切な価値観ですが、西脇市の行政運営を行う上での大事にする理念、価値観も明示したということです。それが基本理念です。第3条で書かれているのは、市民主権主義ということも言えるかと思いますが、もう一つは人権尊重だと思えます。三つ目がいわゆる次世代への継承ができるような持続可能な発展をしつつということです。自然との共生、資源を次世代に引き継いでいく、まさしく持続可能な発展ということです。その三つが西脇市の自治運営の基本的に大事にする価値です。理念というのは価値という意味です。

次に、行動原則として補完性の原則を大事にします。多様性を尊重します。情報を市民と市は共有します。そして、市民も市もお互いに参画と協働を実践しますというこの四つです。補完性、多様性、情報共有、参画協働、これが自治の行動原則となっているということです。ですからこの行動原則に重点を置いた自治体の改革ということがこれから必要になってくると思えます。

先ほど言った新しい制度が書かれていなくてはならないのですが、それは、第4章、参画と協働のための制度。第12条の参画の保障、第13条の参画の推進、そ

れから重要なのが第14条の審議会等の運営、これはもうすでに整えていると思うのですけれども、改めて明示された独自の制度になってきます。このようなことは地方自治法上何も義務付けられていません。それから住民投票も新しい制度というふうに一瞬見えるかもしれませんが、これは西脇市型の新しさというのは、別に定めるわけですから、住民投票条例をまた別で起案しないといけないわけです。これは、この委員会になるか、また別の委員会になるかもしれませんが、ここで定住外国人や未成年者の参加に配慮するというのが西脇市型です。

それから市民投票の実施について、有権者市民の50分の1以上の連署をもってというのは、地方自治法上の規定をそのまま準用しています。これは条例の制定請求です。何々に関する住民投票という個別条例の制定請求があった時はその条例を議会に提出する義務を負う。これは地方自治法上の規定をそのまま使っています。ただ、投票権者は、単なる公職選挙法上の20歳以上の住民基本台帳登録者ではなくて、定住外国人や未成年者の参加ということにも配慮するようになっていきますから、その個別条例の中でどのように規定するかということも配慮せねばなりません。これが西脇市の独自に上乘せしているところです。

私たちがこれから市で一番議論しないといけないと思っていることは、市民自治組織のところですか。第17条の市民自治協議会。これは、現在のまちづくり協議会に該当するものですが、これを条例設置上の公共的団体として位置付けるということ。単なる連合協議体であるとか、横につながってたまに話しましょうという程度ではない。はっきりとした権限・権能・予算を持つ主体として位置付けるということになります。ですからこれは、真剣にこれから議論していかないといけないと思っています。

第18条の市民公益活動というのは、第17条に書いている協議会とは違います。これはNPOだと思ってください。

次に、第7章で市民・議会・執行機関の役割・責務について再掲しています。この中に書かれていることは地方自治法より詳しく書いている、しかし、地方自

治法以上のことを書いているわけではなく、地方自治法に書いてあることをもっとやさしく書いているということです。それから、市長および職員についても地方自治法上の位置付けを市民に分かりやすく詳しく書いたということです。

市政運営の第8章ですが、第27条の総合計画は、今地方行財政検討会議などで検討されていると聞きますが、そこで総合計画の地方自治法第2条における議会決議の義務をはずすかどうかという議論をしています。仮に地方自治法第2条が廃止になって、総合計画の基本構想が議会決議の対象から外れたとしても、この条文は有効に残りますから、市の総合的かつ計画的に市政運営するための基本構想、あるいは行動計画を策定する義務はこの規定が歯止めになります。

意味わかりますか。法が改正されても、自治基本条例が生きるというわけです。だから義務は残るということです。地方自治法の改正は義務の解除ですが、こちらは義務を解除していないわけですから、解除された方が消滅してこちらが生き残ることになります。ですから西脇市における総合計画の位置付けは、条例で有効なものになります。

説明責任と応答責任、行政組織、人事政策、政策法務も全部独自規定です。

それから法令遵守及び公益目的通報も独自規定です。公益目的通報というのは企業でいうコンプライアンスのことです。公益内部通報のことです。

次に行政手続。これは行政手続条例がもうあるはずですからそれを受けて書いている条文ということです。危機管理についても独自規定です。

それから、財政運営の基本方針。これは財務規則などでこの義務は規定しているはずですがけれども、自治基本条例の本体の方で義務として規定しています。

予算編成、執行及び決算、これは地方自治法どおり。財産管理については、自治体独自規定。財政状況の公表も地方自治法よりも強めてあります。

次に行政評価。これは地方自治法にはありません。

このように、沢山の独自規定が入っているのです。

それから、印象として、どの地域でもこのようなことはやってきているということが多いのです。行政評

働もやっている。住民投票条例を持っているところもある。協働・参画もほとんどの市がはじめていると思うでしょう。ところがこれ、条例上の根拠を持っている自治体というのはあまりないのです。例えば、県内でパブリック・コメントで現在条例を持っているのは、神戸市と宝塚市と西宮市だけです。他はみんな要綱でやっているに過ぎません。根拠なくやっているのです。ですからそれを全部条例で義務付けてしまうということです。

それから、第9章の連携。第41条、第42条、第43条これらは全部独自規定です。高らかな理念を掲げているように伺える条文ですけれども、特に第42条をごらんください。他の自治体との関係の中で、大規模災害時の相互応援、こういうことが今回の東日本大震災で証明されました。

例えば、陸前高田市という市がありますが、陸前高田市と大和高田市は兄弟都市です。だから、大和高田市は陸前高田市の応援に行っているのです。今度は反対に大和大地震が起こったとすれば、向こうが助けに来てくれる。こういうことがとても意味があるということが分かったということです。

近隣協定というのが広域行政の場合に必要です、流域下水道とか。こういう災害などはむしろ近隣はダメです、どちらも被害を受けているから。だから、災害援助協定というのはむしろ遠いところとやる。そんなこともここで規定しています。

それから、第44条の最高規範性。これも独自規定になります。

条例の見直しというのは、見直しをせねばならないという条文ですから分かっていたでしょう。

今申し上げたように、結構独自規定が多いでしょう。その独自規定の中でも、先ほど言ったように、前からやっているだろうということもあるのです。これは実は独自でやっているのです。地方自治法上の義務はないのです。そういうふうにご理解いただいた上で、後半の討論をしていただけたらと思います。

事務局 そうしましたら、前回までの3つの部会に分かれていただきたいと思います。

～総則検討部会、市民自治検討部会、団体自治検討部会でワークショップ～

② 各部会からの報告

委員長 それでは、部会ごとの検討結果をご報告いただきたいと思います。総則検討部会からお願いします。

副委員長 総則検討部会ですけれども、正直に言ってよく分からなかったです。

三つの課題が出ていました。「なぜ、この条例が必要なのか。」、「なぜ今なのか。」、「これをどう使えばいいのか。」ということですが、なぜ必要なのかということ、市民に対して説明する時に、説明がしにくいという意見が沢山ありまして、結局みなさんも今の時代の変革など変わっている。何が変わっているのか言いにくいけれども、自分も変わっているし行政も変わっているというようなことだと。その一つの現れが地域主権と言われるものではないかということがあって、そういう大きな動きがある。それが少し高齢化云々ということ、そういう動いているということを感じる、市民が感じられているということがある種大事なかなということがあります。

そうすると、その変わっている時代の中で、西脇市のまちをどうつくっていけばいいかということを考える、そのために行動するべきではないか。要するにどんどん変わっていきますけれども、それは良い方へ変わるか、悪い方へ変わるかよく分からないのですけれども、少なくとも良い方へ変えようと思えば良い方へ変わるのではないかと。そういう行動を起こす時のための新たなルールというものが必要だろうと。それがいわゆる自治基本条例の一番元にあるものではないかというふうな理解だと思います。

自治基本条例というのは、法ですから、力を持っているということがある。それから、今回もそうですけど、みんなで作ったルール、これはもっとみんなで広げていかないとはいけませんし、議員の方も入って、みんなで作るルールだということがベースです。そういうこのルールというのは力を持っているということで、市民の権利というのはきちんと保障されています。その権利というものをうまく使っていくという意

味での力もあるし、権利を行使するための力があるだろう。権利というのは、行政に対して、行政というのは地域社会を運営していくために市民が信託してできた一つの機関であるという考えと、市民のコントロールというものであるけれども、機能しなかった場合には、きちんとそれを動かせるように変革して動かせるというような力の付託。それに対して行政は、「コワイ」という感覚もある。それは色んな意味で、きちんとこの時代に対応して動かせなかったということに対する怖さということもあるし、逆に不利な対応というものに対する怖さもあります。

だから、条例の中でも「しなければなりません」というのも非常に微妙ですし、そういうふうな発言もありました。ただ、市民と行政が対立するだけのものではないのではないかという声も沢山あって、市民は市民の権利を行使するためには責務も伴うし、市民を信頼して権利の対応もきちんと説明していかなければならないのではないかなということがありました。

それと、いいまちにしていくために行動するための基本的なルールということですが、その時にみんながこのまちをいいまちにしていこうというのは、ある種の、そういうことが「公（おおやけ）」ではないかということです。

これまでは、行政イコール公だったものが、みんなでまちをつかって協力していこうということが公ではないかということで、そこに対してみんながもっと参加していうという、それもやはり権利で、市のルールとしておさえていくものではないかなと思いました。

市民が参加するということは、市民が当事者になっていくという過程ではないか。当事者になれば、一方的に権利だけを行行使するのではなく、責任も伴う、自己責任ということで地域を動かしていくということで効率的なテクニックではないかという意見もありました。

最後に活用という話ですが、権利といっても、権利と義務はセットではありません。逆に権利を使わないと、いくらここに権利が書かれていても使われなくては意味がない。例えば、これは自治基本条例ではありませんけれども、条例制定権等々の権利がありま

すけれども、それも使わなければ全く役に立たないので、いざという時にここに書かれている情報公開や参画する権利であるとか、そういう権利をきちんと行使する必要があるときにはきちんと行使するということが逆にそれが権利を確保しているということです。それは結構大変なことで、やっておられる方は非常に大変です。ボランティア的に動かれているわけですから。そういう動きが出てきて初めてこういうことが広がっていくのではないかなという話になったような、ならなかったような。

以上です。

委員長 ありがとうございます。では、次の部会。

副委員長 市民自治検討部会は、理論武装のワークショップを行いました。どういうことかという、この案を公表した時にみんながどんな反応をするのか。公務員の方や議員さん、今順調にやっているのに何か不都合でもあるのかという区長さんみたいな感じの人たちを想定して、赤いカードが比較的好意的に受け止めることができる、こんなことがいいことではないかというプラスのカード。青いカードが、多分こんな感じで文句が出るだろうという意見で、このようなワークショップを前半に行いました。

青いカードでは、簡単な話でいくと言葉の問題。言葉が理解できないとか、そもそも条例にアレルギーがあるというふうなもので、これは逐条解説でどうやって理解してもらおうかという話ですけれども、実は、企業の役割として公益的な活動を書きこんだのですが、そもそもその企業市民という考え方があまり浸透していないので、こここのところは難航するのではないとか、区長さんとの話し合いが大事だというような各論も出たのですけれども、一番大事なのはやはり、なぜ必要なのか。今なくてもうまくやっているではないか。という必要性の話。どんな時にいるのか。具体的に何をするのかという具体性の話。

今、ここにいるみなさんはこの条文を良いと思ってくださっているのですけれども、これも一部の市民だけで盛り上がっているだけではないか。誰がつくったのかというつくり手やプロセスの話。この辺りが非常に難しい。

それで、実際に反応を聞いてくださった委員さんもいらっしやったのですけれども、あきらめに近いことを言われる方がいらっしやったそうです。これらの青いカードに対してどうするのか。

少しですけれども、いい意見の赤いカードには、「とにかく最高規範ができる」という話。それから、首長や議員が代わっても、まちづくりのルールというのは変わらない。条例で担保するというのはそういうことです。首長が代わってもずっと市民はこれに基づいて行動できる。

それでいて、一応は見直し条項を最後に入れていきますので、必要に応じて見直していただけます。

今、地域によっては、区長さんとまちづくり協議会とまちづくり委員会の位置付けがバラバラなところがありますので、それを分かりやすい基本ルールをつくるということのみなさん動きやすくなるのではないですかと、これで喜んでくれる人もいるでしょう。それで、全然これまで市政に関心のなかった人が、とにかく最高規範ができるから考えてくれる人が増えるのではないか。市政に関心を持つ人が増えるのではないか。というような赤いカードも出たのですが、ここで疑問だったのが、その必要性を認めて待ってくださっている方と、なぜいるのかという人の間で返ってギャップが広がるので、これが市民の分断にならないように気をつけなければならないのではないかという意見もありました。

こちらのカードは、それを3通りぐらいの層を想定して、具体的に、なぜ今つくるのか。なぜ必要なのか。どんな効果があるのか。というのをまさに理論武装で考えていきました。

まず、層の設定として、無関心層、「あってもなくてもいいのと違う。」「何かわからないけれども、一部の人がやっているわ。」という人たち。

それと、反対・反発の人。一生懸命やっている区長さんなどでしたら、ひょっとしたら、この新しい市民自治協議会、屋上屋を架すということで反発されるかも知れない。それとあきらめている人。それぞれに対して、どんなやり方をしていけばいいのかというのを考えたのがこちらのカードです。

簡単な方から行きますと、なぜ今。普通、合併の時につくってしまえば、新しいまちに新しいルールというのは、浸透はいいのですが、もう5年も6年も経って、何で今。というのは言われると思うのです。これに関しては、いきなりよりも5年経って、みんながまちの姿が見えてきた、西脇市民だという意識ができてきた今だからこそ、市民主体で市民にやさしいつくり方をしました。というような意見や合併で大きくなることは一つあるのですけれども、大きくなったことでできないことが出てきて、コミュニティでやるというふうに戻している。特に今災害が起こっていて、やはり共助は大事だとか、やはり助け合いは大事だという、コミュニティ回帰の話が出ていますので、この辺りを例えば、将来的に人口がどうなるのかという話と統計データなどを使いながら、今の役員さんは一生懸命やってくれていますけれども、将来は大変ですよという話を危機感を少し煽りながら投げかけていくのが効果的ではないかという話。将来、あなたも今は働いていて忙しいけれども、将来地域づくりをやる時にこういうルールがあった方がやりやすいよといういい方もあります。

それから、なぜ必要かというのと、反対・反発する人に関しては、今ご苦労されている役員さん、本当にご苦労ですけれども、これができることでみなさんの負担は減るかもしれませんよということやみんなですましようということですから、新しい人も入ってくるかもしれませんよという話です。

あきらめの人に関しては、いい方が難しいということで答えは出ていません。

次に、効果のところ、つまりこの条例があったらどんないいことがあるのか。市民自治協議会の浸透の手法に関しては、答えが出ませんでした。他の地域でよく言うのが、「一生懸命まちづくりをやれば、その地域は良くなります。」つまり頑張れば頑張るほど自分のところは良くなりますという言い方をして、賛同を得ていくパターンがあるのですが、西脇市の場合、若い人が固まっている地域とそうでない地域の地域間ギャップがあって、それを言いすぎると、返ってみんながまちづくりというところが失われる可能性がある。

これを少し慎重な言い回しで入らないといけないということ、答えは出ていません。

それから、市役所の職員と色々まちづくりに関心を持っている人に対しては、これは市民の立場で市役所の応答責任などを規定したものである。つまり新たに今やっている活動に非常に有効に働くものだという言い方をしてはどうか。

それから、議員さんに対しても、多分反発があるかと思うのですけれども、これは市民の意向だから自信を持って、別の本来の議員活動、市政の監視であったり、独自の政策であったり、そういうことをやってください。市民自治協議会と議員活動は決して矛盾しませんといういい方をしていくのがいいのではないかという意見がここで出てきた反発に対する具体的な説明の事例です。

広げ方として、私たちずっとやってきたメンバーと初めての方とでは意識のギャップがあるので、少人数によるワークショップで、条文を一つひとつ読み解いていく。この条文はあなたが今やっているこの活動に役に立ちますよ、あるいは役に立ちませんよということをするしかないのではないか。まさにそういう過程を共有して、地道に広げていくしかないのかなという意見がありました。

出そうな意見を想定してそれに対してこんないい方をしていけばいいのではないかというワークショップでした。

委員長 ありがとうございます。それでは次に団体自治検討部会からお願いします。

委員 それでは、団体自治検討部会の発表をさせていただきます。

私たちは、本当は「なぜ今」とか「自治基本条例ができた効果は」ということを話し合う予定だったのですが、そうはいかずに、まず、こういう条例を、今自分が感じていることを言い合うという話し合いになりました。

意見としては、「こういう条例ができたことで、市民自治が明らかになってくる。」「市民全員が自治が分かりやすくなって興味が湧いていくる。」とか、「その中で西脇市民というのは、本当に冷めている人

が多い」あるいは、「自分のことじゃないわ。そんなん知らないわ。」とおっしゃるようなそういう無関心であったりとか、冷めている人が多いけれども、こういう条例ができることによって意識を変えることができるかも知れない。それから冷めているだけならいいのですが、文句を言う。そういう人も結構多いのではないかという、これもひょっとしたら変えるきっかけになるのではないかなというような、そういうプラス思考の考え方で、一応まとまったのですが、こういう条例をつくっていく中で、これは私たち市民が作り上げたものですが、行政としても条例の中で色々と見直していただかないといけない部分が沢山あるわけですが、お話をお聞きしますと、行政の方はまだほとんど何の理解もしていただいていないということで、まさに先ほどの話にもありましたように相当難しいことになりそうです。でも課長さん、部長さん以下みなさんで頑張って取り組んでいただけるといふうに感じました。よろしくお願いします。

それで、そういう条例をつくることによって、市民がまちづくりに参画するきっかけになっていくのではないかということなのですが、先ほども震災の話が出ましたが、震災の中で、やはり近隣の助け合いが本当に大切で、感動したという話。また、先日大野地区の方で山火事があったのですが、その時の話もでまして、地域の方が炊き出しを大勢集まってしてくださって、冷めているとか文句を言う人が多いという西脇市ですけども、捨てたものではないなというそういう意識もすごく感じたということもありました。

それから、まちづくりの方のコミュニティ、まちづくり協議会ですけども、やはり今活動している人たちがこれからずっと年齢を重ねていくと、後を継いで行ってくれる、そういう人がなければまちづくりは進展していかないということで、やはりそういう中では、こういう条例に基づく、委員長が最初におっしゃったのですけれども、まちづくり協議会の規則みたいなものを市全体の中で、規範になるようなものを決めて、役員の世代交代がスムーズになれば、こういうまちづくり協議会もスムーズに進んでいって、ますます地域が住みよいまちになっていくのではないかというふう

な、そんなお話でした。

本当に先ほどの組織だった発表と違うのですが、一応こういうやわらかいお話でまとまりました。以上です。

事務局 どうもありがとうございました。今いただきましたご意見をまとめて、よりみんなにアピールしやすいとか、話しやすいものにしていきたいと思います。

今日はここまでにさせていただいて、次の日程だけ決めたいと思います。

できれば、来月の中旬以降ぐらいで。次回は、一旦、全体で集まって、その後できれば次の部会に分かれて検討という形を取りたいと思います。

委員長 行政のご都合はいかがですか、議会とか。

部長 16日、18日、19日と議会が入っています。

委員長 とすると、23日はどうですか。それでは、23日の午後7時からということにします。

課長 それでは、長時間にわたり、熱心にご協議いただきありがとうございました。

次回は、今日のまとめなど、こちらで協議いたしまして、連絡させていただきたいと思います。

今日初めて入らせていただいて、初めてお出会いする方もいらっしゃったのですけれども、すごく活発に議論されていて、さすがだなと思いました。私たちも負けないようにこれから頑張って追いついていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

本日はありがとうございました。